

○総務省告示第二百二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

[1・2 略]

[1・2 同左]

3 航空機搭載型合成開口レーダー

[新設]

周波数	指定周波数帯
9,500MHz	9,200MHzから9,800MHzまで

4 [略]

3 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二百二十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発

出 発

第1 無線局 (船舶局及び船舶地球局を除く。) の検査実施要領
 [1・2 略]
 3 無線設備等
 [一・一の二 略]
 二 電気的特性

第1 無線局 (船舶局及び船舶地球局を除く。) の検査実施要領
 [1・2 同左]
 3 無線設備等
 [一・一の二 同左]
 二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～8 略]		
9 受信感度	海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空機局 (HF、VHF及びUHF通信装置に限る。) の無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従つて測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。
[10・11 略]		

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～8 同左]		
9 受信感度	海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空機局 (HF、VHF及びUHF通信装置に限る。) の無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従つて測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。
[10・11 同左]		

[注1～注3 略]
 [三 略]

[注1～注3 同左]
 [三 同左]

備考 表中の「」の記号は左記をいふ。